

生駒市 通所型サービスに関するQ&A (H30.2.7)

No.	分類	質問	回答
1	制度について	通所型サービスAの基準緩和となっている点について教えてください。	ご質問のように、生駒市の通所型サービスAは原則として、基準等について介護予防通所介護相当サービスに準拠しますが、介護予防通所介護相当サービスと異なる点は、 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者について、常勤でなくてもかまいません。 ・生活相談員、看護職員の配置は必要ありません。 ※看護職員は配置不要ですが、利用者の急変時に対応できるよう、緊急時の主治医等の連絡先をあらかじめ把握するとともに、緊急時の対応マニュアルを備えておく必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・従事者の要件を、介護職員等雇用者のほかボランティアとの協働による運営も可能としています。
2	制度について	通所型サービスAの「経験のある介護職員」とはどのような職員ですか。	これまで機能訓練等において事業実施に携わった経験があり、安全かつ適切に運動器機能向上サービスが提供できると認められる介護職員です。
3	制度について	通所型サービスBについて、どのようなものを想定されているのか教えてください。	現在も各地域では、住民相互の集いの場や通いの場、移送や買い物支援など、ご近所同士の助け合いや活動があります。また、介護事業所の車両の日中稼働状況が、比較的余裕があるなどの状況もあります。要支援者等も参加できる助け合いや活動の仕組みが構築できた場合に、必要な間接経費について補助ができる仕組みを今後、検討していきたいと考えています。
4	制度について	通所介護と介護予防通所介護相当サービスを一体的に運営する場合、利用定員をそれぞれ分けて届出の必要がありますか。例えば、機能訓練室の面積が30㎡の場合、利用定員を通所介護と介護予防通所介護相当サービスそれぞれに10人で申請してもいいでしょうか。	一体的に運営する場合は、それぞれ10人で申請していただいても構いませんが、運営する場合は、事業対象者、要支援者、要介護者の合計が10人を越えることはできません。
5	運営基準について	定款や運営規定等を新たに定める必要はありますか。	定款や運営規定、契約書、重要事項説明書等について、新たに作成する必要があります。定款については、法人の事業として総合事業に関する記載がない場合に変更してください。契約書については、包括報酬から1回毎の報酬に変更となりますので、利用者に説明いただいたのち、契約の変更が必要です。
6	人員基準について	通所介護事業所、介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスAについて、管理者、機能訓練指導員等、従事者それぞれの兼務はできますか。	それぞれの事業の人員配置基準を満たすことができれば、兼務することは可能です。
7	人員基準について	同一事業所が一体的に運営する場合、管理者は指定通所介護事業、介護予防通所介護相当サービス事業・通所型サービスA事業と、3サービスとも兼務することは可能ですか。さらに業務に支障がなければ、管理者あるいは機能訓練指導員等あるいは従事者を兼務することもできますか。	同一事業所が一体的に運営を行い、業務に支障がなければ、管理者、機能訓練指導員等、従事者を兼務することは可能です。ただし、指定通所介護の人員基準等の範囲内であることに留意してください。

8	人員基準について	仮に、通所型サービスAを指定通所介護事業所に従事する通所介護員等が実施した場合に、その時間は常勤換算時間（指定通所介護事業所としての）に含まれるのでしょうか。	ご質問のように、通所型サービスAは指定通所介護事業所に従事する通所介護員等もサービス提供をすることが可能ですが、通所型サービスAに従事した時間は、指定通所介護事業の定める人員配置基準には含みませんので、ご注意ください。
9	人員基準について	平成30年度介護報酬改定における各サービス毎の改定事項で、通所介護の機能訓練指導員の対象資格に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師が追加となったが、介護予防通所介護相当サービスにも適用されますか。	本市の介護予防通所介護相当サービスでは、はり師、きゅう師は機能訓練指導員の対象資格には含みません。
10	設備基準について	介護予防通所介護相当サービスの設備について、通所介護事業等と共用することは可能ですか。	それぞれの事業の指定を受け、一体的に事業を行う場合は可能です。なお、通所型サービスAのサービスを提供するために必要な場所については、明確に区分することとしています。他のサービスとの共用はできませんので、ご注意ください。
11	介護報酬について	ある利用者に対して、通所型サービスAを提供していたが、月途中で介護予防通所介護相当サービスに切り替えた場合に、介護予防通所介護相当サービスは日割り計算すべきでしょうか。	サービス提供事業所の変更にあたりますので、契約日を起算とした1回あたりの単位を用いた請求又は日割り請求となります。週1回程度のサービス提供では、月4回のサービス実績になった場合には、1回あたりの単位を用いて4回分の請求となり、月5回以上のサービス実績であった場合には月額での請求となります。ただし、〇月2日に利用者と事業所で利用契約を結び、週1回サービス提供を行い、その月は5回のサービス提供となった場合は日割り請求となります。月末月初の契約変更には特に留意してください。
12	介護報酬について	通所型サービスAの地域区分単価、加算の算定、住所地特例について教えてください。	通所型サービスAの地域区分単価、介護報酬及び加算・減算については、平成30年2月7日事業者説明会資料「通所型サービスAの単価」をご参照ください。住所地特例については、介護予防通所介護相当サービスと同様の取り扱いとなります。
13	サービス利用について	介護予防通所介護相当サービスを受ける方と、通所型サービスAを受ける方は、どのように区別されますでしょうか。（本人の希望、ケアプラン内容等）また、同時にサービスを受けることがあるのでしょうか。	介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスAのどちらを選択するかは、介護予防ケアマネジメントの判断によります。生駒市では、通所型サービスを組み合わせることは想定しておりません。
14	介護報酬について	処遇改善加算について、介護予防通所介護相当サービスと通所介護を一体的に事業運営する場合、届けや報告等について分けるのでしょうか。	介護予防通所介護相当サービスと通所介護とで、運用を一体的に行ってもいいが、届けや報告は、県、市に別々に行う必要があります。
15	介護報酬について	通所型サービスAを利用していた者が、要介護認定の区分変更申請を行い、要介護1と判定された場合、通所型サービスAの利用分は全額自己負担になるのでしょうか。	要介護1以上の認定となったことにより全額自己負担となることを避けるため、介護給付の利用を開始するまでの間は通所型サービスAの利用を継続することができます。
16	その他	通所型サービスAを提供するにあたり、個別サービス計画書を作成する必要がありますか。	地域包括支援センターが作成するケアプランの具体的な支援内容に基づき、個別サービス計画書を作成してください。